

米価変動の影響を受けた農業者等向けに
農林漁業セーフティネット資金の金利負担軽減支援措置の取り扱いを開始
～「特別相談窓口」を設置～

平成 26 年産の米価変動の影響を受けた稲作を営む農業者等を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付当初 1 年間を実質無利子とする特例制度が措置され、融資の取扱いを開始致しました。

これに伴い、本日付で「米価変動に関する特別相談窓口」を設置致します。

沖縄公庫は、米価変動により資金繰りに影響を受けた稲作農業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

<特別相談窓口>

本 店	融資第三部	農林漁業融資班	TEL 098-941-1840
中部支店			TEL 098-937-3282
北部支店			TEL 0980-52-2338
宮古支店			TEL 0980-72-2446
八重山支店			TEL 0980-82-2701

【 記事に関するお問い合わせ先 】



企画調査部業務企画課 TEL 098-941-1740

【参考】

1. 農林漁業セーフティネット資金の概要（農林漁業資金）

融資対象者	(個人) 農業所得が総所得の過半を占めている方 又は、農業粗収益が 200 万円以上の方 (法人) 農業売上高が総売上高の過半を占めている方 又は、農業売上高が 1,000 万円以上の方
資金使途	経営の維持安定に必要な長期運転資金
貸付限度額	一般：600 万円 特に必要と認められる場合：年間経営費等の 3/12 以内（簿記記帳を行っていること）
貸付期間 (据置期間)	10 年以内 (うち 3 年以内)
特例の概要 (※)	(1) 融資対象者 米価変動の影響を受けた稲作を営む農業者等 (2) 金利 貸付当初 1 年間の利息を実質無利子化

(※) 平成 26 年 7 月 16 日から平成 27 年 3 月 31 日までに貸付決定した案件に限ります。